

第28回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和6年（2024年）10月24日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所3階 第2会議室
3. 出席者 委員8名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、小島委員、
只野委員、三井委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木室長補佐、桑代主任）

【炭谷会長】 これより第28回審議会を開始します。これまでは、市民意識調査の内容に関して主に議論してきましたが、本日から推進計画の議論となります。あらためて、よろしくお願いします。

まず、議題（1）について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 資料1をご覧ください。これまで、市民意識調査についての審議をメインに行っていただきましたが、本日より推進計画がテーマとなりますことから、改めて今後のスケジュールを確認させていただきます。

資料1のとおり、次の審議会は年明け以降に予定していきまして、1月と3月の予定です。市民意識調査については、先日その回答期限を迎えたところで、現在委託事業者による集計作業を行っています。最終的な結果は1月の審議会までには出てきますので、次回審議会の際は、調査結果も踏まえながら、ご審議をいただきたいと思います。令和7年度に入りますと、5・7・8月あたりに審議会を実施しまして、9月末の任期末までに、市長に対して答申をいただくということを予定しています。その後、速やかに市の方で推進計画の素案をとりまとめ、パブリックコメントを実施します。10月以降は、あらたな委員の任期となりますけれども、事務局にて引き続き推進計画の検討を行い、市議会への報告も行った上で、最終的には令和8年3月末までに推進計画を策定し、令和8年度の4月から計画期間をスタートさせるというスケジュールを想定しています。

【炭谷会長】 ただいまの説明についてご意見やご質問がありましたらお願いをいたします。特になければ、次の議事（2）について、続けてご説明をお願いします。

【事務局】 資料2をご覧ください。答申と推進計画それぞれの方向性についての確認となります。答申についてはあくまで審議会の皆様から市に対していただくものとなりますので、方向性というよりも今後のまとめ方の大枠のようなものの確認というイメージとなります。まず時期としては来年の9月末までに、市が策定する推進計画に盛り込むべき内容ということでの観点で答申をいただくこととなろうかと思っております。答申の際は、市長も出席しての答申式の開催を想定しています。具体的内容やまとめ方については、今後の議論次第というところが大きいと思いますが、おそらく、ある程度のテーマのまとまりごと例えば「教育・啓発」や「平和」というまとまり、あとは「庁内で必要な取組」、そういったまとまり、テーマごとのものをいただくものかと思っております。続いて推進計画の方向性ですが、まずは、基本方針で示した理念や大きな方針というものを達成するために、具体的に何をすることがよりわかるよう記載していくこととしていきまして、おっていただく答申やパブコメ等を踏まえ、令和8年3月末までに策定をしたいと考えています。また、市民の方が読みやすい計画書として策定していきたいなということも考えております。いわゆる行政文書的にツラツラ書いていくのではなく、読み物として、市民の方にもしっかりと読んでいただけるような書きぶりにしたいと考えています。その内容についてですが、個別の事業や取組を単にリスト化して列挙するだけの計画書にはしない予定です。具体的な数値目標や評価指標の設定については、現在集計中の市民意識調査の結果なども踏まえて検討していきたいと思っておりますが、計画の内容に応じて、数値的な目標が似合うもの、または数値的なものではなくて、別の進捗管理が必要なものなど出てくるかと思っています。または、評価指標そのものを作成するというのも観点としてあるかと思っていますので、この進捗管理については、引き続き検討を進めてまいります。全体としては、行政機関としてどんなことを大切にして何を行っていくのが示せる計画としていきたいと考えております。なお、個別の人権課題の一つ一つを取り上げて個別で計画立てていくこ

とはしない予定です。

【炭谷会長】 ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。おそらく次の議題（3）まで説明を聞いた方がご意見を出しやすいかとも思いますので、このまま引き続き事務局より説明をお願いします。

【事務局】 資料3をご覧ください。ただ今申し上げました方向性などを踏まえまして、推進計画の骨子（案）をいったん作成しています。あくまで現時点案としてご覧いただければと思います。まず冒頭、国立市として人権・平和の観点で何を大切に市政に取り組むのかということを記載していく想定としています。そして内容の1に続きますが、ここでは、人権・平和のまちづくりとは具体的にどういうことなのかということを改めて明記していきたいと考えております。また、例えば「差別」ということについての定義はなかなか難しいかと思うのですが、国連や国の文書など様々なものの中でどんなことが言われているのか、参考となるものをいくつか取り上げてコラム的な形で書いていくこともよいのではないかと考えております。そして2については、市の人権・平和のまちづくりのあゆみを概要的に記載したいと考えています。3については、推進計画の位置付けや期間ということを書いていくイメージです。次の4からが、具体的に計画の中身に入ってくるのですが、まずは足元（市内）からの取組が重要ではないかと考えていまして、そういった内容をはじめにもってきています。次に、人権教育・啓発の推進という項目を設けていまして、学校での取組含め様々な啓発活動について計画立てていくことを想定しています。次に、「平和」をテーマとして項目を立てています。戦争を体験された方々、当時を語っていただける方々が年々減少されていく中で、やはり「平和」ということを1つの軸にして一層取り組むことが必要だと思っています。次については、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえた様々な施策ということで、市内体制の整備ということであったり、各部署単位で人権・平和の観点での様々な施策の推進ということを整理して記載していくようなイメージの部分となります。この部分について、市には現在、オンブズマン事務局、政策経営部、行政管理部、健康福祉部、子ども家庭部、生活環境部、都市整備部、教育部、議会事務局といった部単位の組織がありますが、それぞれ幅広く様々な施策を行っておりますけれども、それぞれの施策における人権・平和の観点はどこにあるのか、こういったことを念頭に各部署が取組を進めるのか、こういったことが記載していけないかなと考えておりまして、あくまで検討段階ではありますが、こういった記載によってより計画に具体性を持たせていきたいと考えております。そして、人権・平和の観点での予算編成といった観点、最後に計画の進捗管理というテーマで構成していくことを想定しています。冒頭も申し上げましたが、あくまで現時点での骨子（案）ということになりますので、今後の審議状況や事務局での検討を進める中で、適宜内容をブラッシュアップしていきたいと考えております。本日は全体の枠組みをお示しするというところで、様々ご意見をいただきたく考えております。

【炭谷会長】 先ほど説明いただいた資料2の部分も含めまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

【神田委員】 はじめに少し違和感が1つあったのは、まず、1番目が足元（市内）からという内容となっている。これを見まして、これは市役所自身のその足元のことをしっかり取り組んでいくということを表現しているのだと思うのですが、あれ？主人公は市民ではないのかな？というところが気になったしだいです。主人公が市役所という視点となっているのですが、例えば市民の中から湧き上がってくる・広がってくるようなソーシャル・インクルージョンみたいな、そういう観点の施策、記載というのがあってもいいのかなと思うところがあります。

【事務局】 今回、この推進計画はいわゆる行政計画という位置付けのものになります。よって、1つはまず私も国立市としてどういうことを行っていくのかというのが計画の中心となりますので、どうしても市の職員としての視点が出てくるかと思います。一方で、人権の基本条例においては、市民の皆様や事業者の皆様と共に人権・平和のまちづくりを進めるという形で条例ができておりますので、おのずとそういう市民の中から湧きおこるソーシャル・インクルージョンとしての行動というものも期待したいところがあります。この辺りをどういうふうな計画の中で書き分けていくのかってところがあると思いますが、まずは、やはりこういった条例を持っている国立市の職員としての意識というものをまずしっかり持つんだと。それがこの計画のまず最初に位置付けたいんだというのは、これは事務局としての思いというのがちょっとこういった表現で現れておりますので、またこれは議論の中で深めていければというふう

に思っております。

【大島委員】 私も今の部分について、意味はわかるのだけれども書きぶりが難しいなと感じました。基本条例や基本方針の中でも、多少は市の職員の意識改革的な部分は多少は触れているかもしれませんがそんなに多くない。それを、この計画では最初に持ってくるとなると、書きぶりが難しい気がしました。市民意識調査を行っているわけですので、そこで出てきた市民の意識と職員の意識とのズレみたいなものを課題として捉えて、どういうことに取り組む必要があるのか、何かそういう書きぶりにする必要があるのではないかと、職員はこういった改善が必要で、市民へはこういったアプローチが必要でそのためにはこういうことが…という。そうしないと書きにくいのではないかと感じました。無理して、教育・啓発を学校教育と社会教育に分けたりしなくともよいのではと感じました。答申としても課題を明確にしないと書けないと思うので、その明確となった課題をいくつかポイントを絞って、市役所として何ができるか、市民へはどうアプローチするか、そういうことかなと感じました。

【炭谷会長】 私自身は、今回の市民意識調査では非常に重要な課題が浮かび上がってくるのではないかと予想しています。全国的に見て、特に若い世代は人権に関する関心が希薄になってきているが、国立市も例外ではないと思うわけです。そのため、学校教育での人権教育をより充実させないといけないというような話につながってくる。今は特にSNSが発達して、簡単にみんながSNSに影響されてしまう時代となった。あらゆる面で便利ではあるけれども、そういう傾向がある。また、人権にとっては望ましくない傾向かと思うが、何か人権ということについて出てくると、うるさいとか、言いすぎだとか、そういった反人権的な動きも出てくる。一昔前までは、人権の調査を行うと、そういった反人権的なものはあまり出てこなかったが、今は意外とそういったものも見受けられる。今回の調査でも、どのくらいそういった内容のものがあるのか、結果をちゃんと見ていかないといけない。あともう1点は、人権・平和のまちづくりが何を目指すのかということをしかり計画においても示した方がいいのではないかと思います。そうでないと、各部署の方向性も具体に出せないのではないかと。

【押田委員】 小島委員の方が詳しいと思いますが、東京都が行っている部落差別に関する調査の結果を見ても、よくない方向に進んでいると感じる。例えば、結婚観に関する項目でもそういったことが明らかになっている。それは、特に子どもたちがそういった人権の問題、差別の問題に触れる機会が非常に少なくなっているのがやはり問題で、学校教育の中でやっぱり人権教育というのはむしろ後退しているのではないかと思います。子どもたちに対して、人権問題をしっかりと自分たちの問題として伝えていくというのは非常に大事。人権出張授業などで子どもたちと会話をすると、実際には子どもたちの反応は悪くない。初めて知ったとか、考え方が変わったとか、言ってくれる子どもたちもいる。子どもがかわれば大人にも影響しますし、大人も変わってくる可能性が十分ある。そういう繋がりを考えると、やはり子どもたちに対する働きかけというのはもっと推進していかないといけないと感じます。そういう意味では、子どもに対する働きかけというのは重点として推進計画に位置づいていくことが大事だと思います。

【小島委員】 推進計画の前段の部分、理念の部分にできたら盛り込んでいただきたいのですが、昨年、東京高裁でインターネット上の被差別部落に関する差別事件についての判決が出て、誰もが不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ち、平穏な生活を営むことができるという、そういう差別されない権利というものを認めたわけです。そういうことを、推進計画の中でも示していただけたらと思います。

【炭谷会長】 確かに、昨今いろいろな判決や法令レベルでは人権についての取組というのは大変向上してきていると思いますが、それと現実とのギャップが逆に出ている気もします。

【只野委員】 6年間を見据えた計画ということで、結構長期間の計画になるのだと思いますが、そこで取り上げる課題については、なかなか短期間では整理が大変だと思います。定期的な見直しが必要かなと感じます。もう1点は、やはり評価は大事な視点だと思いますが、なかなか数値化しろと言われても難しい内容でもあると思います。他方であまり抽象度が高くて進捗管理していけないという部分があるかと思うので、そのへんのバランスをどうとるかということがあるかと思っています。

【古川副会長】 やっぱり推進計画といってもまだ仕組みがないところかと思っています。では何を推進するんだと思うので、その仕組みのところをやっぱりなるべく盛り込んで、結局どの

部署で何を何名それで対応するのかとか、その活動についてやはりこういった市民の方の意見も踏まえて、絶えず考える職員の意識づくりというのができないとやはり進まないのかなというふうに思っています。その中で、人権侵害が起こったときにどう対応するんだと盛り込めるかどうかというところに繋がっていくんだと思います。学校での取組であれば、その仕組みを数値化できるのかわからないですけど、例えば年間何回人権教室を行うとかいうこともあるかもしれないですけども、まずその始まりの部分を中心にこの推進計画で作って、その仕組みを3年ぐらいで見直して、6年やってみてどこまで進むのかでその次の計画が作れるかどうかというようなところをやらないと、抽象的なことだけで、こういう課題に取り組まなければいけないということだけではもう多分足りないの、どう取り組むんだっていう、誰がどうやって取り組んでいくんだと、そして継続的に見直す仕組みはどうなんだというところができないといけなかなと感じます。今後の議論の中でそういった仕組みを取り込めば、先ほどの議論にも出ていましたが、自立的に市民の中で議論を活性化していくとか取り組みが進むんだっていうところにつながられるのかということを考えていきたいなと思います。

【炭谷会長】 ある意味、国立市が今回の意識調査で代表して課題を把握し、それに対する適切な対策というもの、効果的な対策というものをぜひ国立市で作っていただきたいという思いがある。おそらく、全国でもこういった効果的な対策というのが明確にないために、いろいろな差別問題がむしろ増えてきている。他の市町村に先駆けてというか先進的に、ぜひこういった政策を打ち出していただけるとありがたいと思います。そして、インクルーシブな社会にしていくということは、その地域全体、ある意味経済も豊かになるのだということを、しっかりと計画に盛り込めないかと。実際にそれは可能なことです。人権を大切にするということは、結局そのまちの発展・動きにつながっていくんだという重要な視点が、何か市民の方々にとっては「人権」というとなにか難しい・後ろ向きの話に受け取られてしまうので、ぜひそれを払拭して、実際にまちの発展が可能なんだということを示せるとよいなと思います。

【押田委員】 我々のこの審議会の今の役割というのは、市長からの諮問に対して審議を行って答申を出す。今後この推進計画が作られれば、先ほど言われたように、どういうふうに進展してきているのかということをチェックだとか、必要に応じた計画の見直しということについては、やはり具体的に動いていく中で、何が問題でどこまで進捗していて何が足りないのかということも含めて、ちゃんと進めていくための議論という場がこの審議会の役割だとも思います。だからその辺はちゃんと明記して、審議会が役割をちゃんと果たしていけるような内容はちゃんと入れていただけるとありがたいなというふうに思います。

【大島委員】 私は人権擁護委員としての活動の中で、子どもたちが書く人権作文というのを読ませていただいています。子どもたちが一体どういう発想で人権を見ているのかっていうのに接する機会がこの時期は特に多いのですが、意外に子どもたちって、目に見えるような人権っていうんでしょうかね、そこから発想していく子がすごく多かった印象があります。具体的に言うと、今回、各自治体の代表作品ということで上がってきた作文を読んでいると、ほとんどがしょうがいに関する内容か高齢者に関するものでした。つまり、身近で目に見える。ですので、言葉が正しいのかどうかかわからないですが、目に見えにくい人権と目に見えやすい人権っていうのがあって、目に見えにくいというのはなかなか出にくいっていうところからすると、やっぱり切り口を間違えると、意外に抽象的って言われて、無理だよねみたいにそうっちゃう可能性があるの、その辺の発想というのはきっと重要ではないかという気がしたのですね。表現が正しいかどうかちょっとわからないんですけど。

【事務局】 今大島委員からご発言がありました件ですが、事務局としても、子どもたちの人権作文に何かSOS的な内容など無いかという観点で、毎年すべてに目を通させていただいています。今年も行ったのですが、特に近年は、ネット上でのいじめやSNSでのトラブルというものの内容が増えてきている印象があります。どこまでそういった内容に行政が関わることができるかという問題もありますが、こういった問題への対応という視点でも、計画を検討していきたいと考えています。

【炭谷会長】 最後に事務局より事務連絡をお願いします。

【事務局】 次回の審議会は、年明け以降、1月28日火曜日となります。また、資料がなく恐縮ですが、今年度も、人権啓発事業である「くにたち人権月間」を、11月10日からの1か月間で実施します。1か月間、様々な企画を行いますけれども、特に11月30日土曜日

にくにたち市民芸術小ホールで集中的にイベントを実施しますので、ご都合の合う方はぜひご参加いただければと思っております。チラシ等ご案内はおって送付させていただきます。

【炭谷会長】 以上で本日の審議会を終了します。ありがとうございました。

以上